

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節 し尿の発生

災害時には、停電や断水、上下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあり、携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ（汲み取り、マンホール等）の利用が想定される。トイレの種類によって収集運搬車両、処理方法が異なる。既存の処理施設が被災した場合、携帯トイレ等の処理やし尿の処理を近隣市町村へ依頼することになるため、避難者数などからし尿の発生量を推計する。

第2節 仮設トイレ等の設置

1 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- 災害廃棄物担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数、各避難所のライフラインの被害状況、各避難所の仮設トイレ等の設置状況を確認する。

【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

- 下水道の機能に支障が生じている場合で、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、携帯トイレ等の排出場所や保管方法を検討する。

【仮設トイレの設置】

- 避難所毎の避難者数に基づき、仮設トイレ（汲み取り）を設置・増設する。
- 避難者だけではなく、断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを利用することを考慮し、適正な数を設置する必要がある。

【仮設トイレの管理】

- 避難所運営に係る部局は、設置した仮設トイレ等を衛生的に管理するために、消臭剤・脱臭剤の確保、その他備品・消耗品（手指用の消毒液、ウェットティッシュ、トイレットペーパー）の確保を行い、定期的な清掃等を実施する。

2 平時

- 災害用トイレの備蓄を進める。仮設トイレ（汲み取り）については、高齢

- 者や幼児が使いやすい洋式タイプや、車いす用のものも調達する。
- 避難所における仮設トイレ等の使用・管理ルール等については、避難所運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整しておく。
 - 発災後、早急に仮設トイレ等を設置し衛生的に管理できるよう、仮設トイレ等の設置手順、使用方法・管理方法等を検討しておく。

第3節 し尿等の収集運搬・処理

1 災害時

【収集運搬体制の構築】

- 災害廃棄物担当部局は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立する。
- 携帯トイレ・簡易トイレは可能な範囲で平ボディ車で収集運搬する。パッカー車での収集は巻き込み時にし尿の漏れが懸念されるため、使用を避ける。なお、携帯トイレ・簡易トイレを人力で積み込めない場合は、クラム車（重量物つかみ取り用バケット付き車両）等の必要な重機を確保する。
- し尿はバキューム車により収集運搬する。
- 委託業者及び協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、県へ広域の支援要請を行う。支援要請に当たっては、支援を必要とする収集運搬車両の種類と台数、支援を必要とする期間を連絡する。

【作業計画の策定】

- し尿収集必要量を推計する。
- し尿収集必要量及び避難所の設置数・場所に基づき、収集ルートを決定制し、作業計画を検討する。
- 作業時間は、確保できた人員、車両及び道路状況等により、平時よりも時間を要することを想定した計画とする。

【バキューム車による収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
 - バキューム車で収集したし尿はし尿処理施設で処理する。
 - し尿処理施設が操業再開しておらず、下水処理施設が稼働している場合には、し尿をバキューム車からマンホールに直接投入又は下水処理施設へ搬入して下水処理するため、下水道部局と廃棄物部局で速やかに調整する。
- （国土交通省下水道部「下水道 BCP 策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」を参照）

○し尿処理施設及び下水処理施設でも処理できない場合については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

【携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬の実施、処理先への搬入】

- 作業計画に基づき収集運搬を行う。
- 収集した携帯トイレ・簡易トイレは、必要に応じて試験焼却を行い、焼却施設で焼却処理する。
- 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県及び近隣市町村へ支援要請を行う。

2 平時

- 避難所の数及び場所を把握しておく。
- 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておく。
- 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておく。